

○松山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、伊予市、内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

第3条 協定市町等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害等発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

第4条 協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担するものとする。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

第6条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

（応援の実施及び委任）

第7条 この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

2 「松山自動車道消防相互応援協定書」（平成12年7月20日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

伊 予 市 長

内 子 町 長

大 洲 市 長

伊予消防等事務組合長

大洲地区広域消防事務組合長

(別表)

出動 消防機関 応援	上下 線別	出 動 区 域	応 援 区 域	受援消防機関
伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部	下り	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間の 内 子 町 の 区 域	大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部
大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部	上り	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間の 伊 予 市 の 区 域	伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部
	上り	内子・五十崎 I . C から		
	下り	大 洲 I . C の 間		

I . C : インターチェンジ